

人権かながわ

2024

2024年10月31日発行
第32号



古都鎌倉 撮影：会員 渡邊 禎

Contents

2 巻頭言.....神奈川県弁護士会会長 岩田 武司

●事件報告

3 事件報告 1 横浜拘置支所における被収容者のカルテが他の被収容者に誤交付されたことに対する勧告事件.....事件委員会委員

4 事件報告 2 横浜刑務所刑務官による受刑者に対する有形力の行使に対する勧告事件.....事件委員会委員

5 事件報告 3 入院患者に対し不当に身体拘束を行うことがないように警告を発した事例.....事件委員会委員

6 事件報告 4 横浜刑務所における受刑者による信書の安易な発信禁止に対する要望事件.....事件委員会委員

7 事件報告 5 刑務所における適切な医療を受ける権利の侵害に対する人権救済申立事件.....事件委員会委員

8 事件報告 6 横浜拘置支所が、トランスジェンダーである申立人に対し、ホルモン療法を行わないと治療方針を決定したことが人権侵害である認定した事例.....事件委員会委員

●特集

9 今考える「選択的夫婦別姓」.....委員 大崎 茉耶

10 シンポジウム「1923年9月、横浜で何が起きたのか～関東大震災時の虐殺と現在」を開催しました.....委員 内嶋 順一

●部会報告

12 基 地 辺野古・米軍新基地建設工事について.....委員 関守麻紀子

12 日本学術会議が危ない.....委員 福田 護

13 すべての性の平等 性的マイノリティの権利擁護に関する近年の動向と部会での取組.....委員 湯山 薫

15 外国人 「永住資格取消制度」について.....委員 三木恵美子

16 久里浜少年院訪問雑感.....委員 佐藤 利行

16 働く人 働く人部会の取組について.....委員 田淵 大輔

18 医 療 完・刑務所医療研究.....委員 小林 展大

20 委員会報告.....人権擁護委員会委員長 櫻井みぎわ

巻頭言

神奈川県弁護士会 会長 岩田 武司



はて？と思う気持ち、他人へ寄り添う心

人権は、はて？と思う気持ちと他人へ寄り添う心が何よりも大切である（と思っている）。

これが今日の結論なので、ここで筆を置いても良いのだが、そうすると人権かながわ2024の編集をしてくださる方に迷惑がかかるし、表紙の美しい写真のページを一枚めくったらいきなり真っ白！では落丁・乱丁だと誤解されるかもしれないので、続けることにする。

「はて？」というのは、今年度法曹界の話題を集めているNHKの朝の連続テレビ小説「虎に翼」の主人公寅子の口癖である。女性初の弁護士・裁判官である三淵嘉子をモデルとした主人公は、社会のさまざまな問題や納得できない事柄に直面したときに、「はて？」と言いながら立ち止まり、自分の頭で考えようとする。

この行動を分析すると、(1)ある物事や事象が自分の頭にスッと入ってこない、違和感を感じる、(2)そこで、改めて自分の頭でその意味を考えてみる、という二段階の機序があることが分かる。

このうち(1)の段階は、問題に対する嗅覚というか、直感的におかしいなと思う感性に依拠する部分も多いので、個人差があるかもしれない。弁護士としては、日頃から社会問題を扱う本や映画などに接する機会を増やして感性を磨くしかない。その感性を磨くポイントは、常に「人間の尊厳」というものを中心に据えておくことであろう。次の(2)は、面倒くさげらずに自分の頭で考える癖を日頃からつけることで、そのうち自然に身につくようになる（脳は筋肉と同じように使えば使うほど良くなることは、自分の経験から実感している）。

「はて？」というのは今年の流行語だが、その内実であるこれらの思考プロセスは、自分自身が司法試験の勉強をする中で、本当に大切なことだと思うようになったものであり、今でも意識して用いている。もちろん、事件処理においても大いに役立つものであるが、人権との関係でいえば、日常

生活やこれまでの歴史上当たり前と思われてきたことでも、アシタカ (@もののけ姫) のいう「曇りなき眼 (まなこ)」で見ることが大切であり、社会通念や常識という壁の前で思考停止してはならないと思っている。

次に冒頭の言葉の後半「他人へ寄り添う心」について。こちら(1)他人の立場に立ってみて、その人の気持ちを想像すること、(2)そこから他人に共感すること、という二つの段階があると思う。

ここで重要なのは、想像力と共感力である。こちらも日頃から意識的に使い、その力を磨くようにしているのだが、こちらの体調とか精神状態などのコンディションに左右されやすいのが難点である。言葉は微妙に違うような気もするが、「衣食足りて礼節を知る」のようなものだろうか。自分自身は、日頃の業務の中で、クライアントの気持ちを想像し、クライアントの気持ちが満たされる解決（これは法的解決では不十分なことが多い。）を常に模索するという形で、想像力や共感力を鍛えている。これを人権に当てはめると、少し抽象的になってしまうが、世の中で申し立てられている問題について、申立人側の気持ちを想像し、共感することが大切であると思っている。

以上のような人権に関する自分の思考プロセス（あるいは「人権メガネ」）を通して見て、自分が一番関心を持っているのは「選択的夫婦別姓」の実現に関する件である。この問題の本質は、ある人が幸せになるようとする行為を他人がなぜ妨害するのかという点にある。夫婦別姓が自由になってもわが家では同姓のままで良いとか、結婚するなら夫や妻の姓を名乗りたいという人はたくさんいるであろう。そういう人が夫婦同姓にこだわるのは自由である。ただ、他人が結婚しても別姓でいたいというのであれば、その他人には別姓を選ばせてあげて良いのではないだろうか。誰も他人が幸せになりたいという行動を妨げることはできないのだから。

事件報告

横浜拘置支所における被収容者のカルテが他の被収容者に誤交付されたことに対する勧告事件

事件委員会委員

申立人は、平成29年6月1日当時、横浜拘置支所に収容されていた。同日、当時の弁護士が横浜拘置支所を訪れ、申立人宛に申立人自身の病院カルテ（以下「本件カルテ」という）を窓口差し入れしたところ、横浜拘置支所職員が誤って別の被収容者に対して本件カルテを交付してしまった。これは人権侵害である。

1 調査の経緯

申立人から聴き取りを行い、また、横浜拘置支所に対して照会文書を送付した。本件は、申立人が国家賠償請求訴訟を提起していたので、その判決の帰趨などを待った関係で調査の期間が長期にわたった。第一審判決後、訴訟資料の取得も行った。

2 認定事実

平成29年6月1日、申立人の刑事弁護士が申立人宛に申立人の受診していた本件カルテを窓口差し入れた。同日、本件カルテは、拘置支所庶務課における差入処理後、収容されていた申立人に交付されるべきであったが、支所職員Aにおける確認の疎漏により、同じく申立人と同階の単独室に収容されていたBに誤って交付された。

この時点で、Aは本件誤交付に気づいておらず、Bからもその旨の申出はなかった。本件カルテは、約1ヶ月間Bが閲覧可能な状態に置かれた。

平成29年7月5日、Bは、B自身の刑事弁護士が誤って別人の書類を差し入れたものと思い、同弁護士宛に本件カルテを宅下げるため、宅下げ願箋及び本件カルテをAに提出したところ、本件カルテに申立人の氏名が記載されていたことから、本件誤交付が判明した。なお、Bは、このカルテを他者に提供したり、自らの所有するノート等に転記をしたというような事実は認められなかった。

同日中、支所看守長が申立人に対し、本件誤交付について説明・謝罪するとともに、Bに誤交付されていた本件カルテを交付した。

なお、横浜拘置支所では、平成29年度には本件の前に既に3件の誤交付事件があったことも訴訟資料から判明している。

3 判断

個人のカルテは、本人の疾病、障害等の情報が通常記載されており、個人情報保護法における要配慮個人情報にあたり、社会通念上人がもっとも他人に知られたくない情報が多く含まれる。それゆえ、カルテを承諾なく他人に閲覧されない自由はプライバシー権として保護される人権である。

本件カルテ誤交付により申立人のプライバシー権に重大な侵害が生じたことは明らかである（誤交付を受けたものがその情報を積極的に記憶、取得したかどうかは問題ではない）。ことに本件カルテは、申立人が、歴史的に差別や偏見の対象となってきた疾病の事実が記載されており、その侵害結果は重大である。そして、横浜拘置支所において既に誤交付の事案が生じていたこと、再発防止策も「本人確認の徹底」等主観的なものにとどまり、同様の人権侵害を繰り返す恐れが高い。

以上の経緯より、本件の人権侵害に関し、いかなる程度の処置を発するかが議論された。誤交付事件というのは、大量の書類を処理する以上、不可避免的に起きうるという意見も出されたが、プライバシー権侵害の重大性及び、当会にて同様の案件につき警告を発した事案があることに鑑み、警告処置が妥当とされた。

4 処置意見

処置意見として下記の警告を発した。

「横浜拘置支所において、被収容者の医療情報その他の要配慮個人情報が含まれた医療記録が、別の被収容者に誤って交付されたという事案が発生したことに鑑み、下記のような措置を講ずることによって、二度とこのようなことが発生することのないように警告するのが相当である。

記

物品の差し入れ、宅下げにおいては、被収容者の個人情報流出、漏洩しないようことを徹底するためにも、呼称番号・氏名・居室札・本人に対する呼称確認など人定確認の作業手順をマニュアル化したり、人定確認作業においてダブルチェックを行った

り、定期的に個人情報に関する職員研修を行ったり

するなど、万全の措置を講ずること。]

事件報告

横浜刑務所刑務官による受刑者に対する有形力の行使に対する勧告事件

事件委員会委員

神奈川県弁護士会は、2024年1月17日、「2019年1月9日、申立人が工場へ行くことを拒否し、扉の扉を蹴ったのに対し、相手方職員が申立人の腕をねじり上げ、地面に1分間押さえつけた行為は、申立人に対する不当な有形力の行使であるから、かかる行為を繰り返さないよう、有形力の行使にあたっては、その必要性及び相当性について、慎重な考慮を行うよう、横浜刑務所に対し、勧告する。」として、横浜刑務所に対して勧告を発した。

私が本件の主査として調査を行ったため、以下、報告する。

本件は、勧告が出た他にも数点の申立てがあり、申立人の主眼はむしろ別の申立の方であったような感触もあったが、検討するうちに、有形力の行使の正当性が疑問に思われた。

そこで、申立人と刑務所側でやや言い分の異なる有形力行使を行った際の状況について、刑務所に対し、防犯カメラ画像の提出を求めたが、これは拒否された。

私としては、存在するはずの証拠を提出しない以上、不利益な事実認定をされてもやむを得ないのではないかと考えたが、否定している事実をもとに勧告を行っても、「事実関係が異なる」として感銘力がないとの意見もあり、もっともであるため、謙抑的な事実認定にとどめた。

本件では、申立人は、刑務作業に出ないといい、後方であった居室扉の方を向き、それを1回蹴りつけたのち、職員の50センチメートル程度の距離に詰め寄ったところ、職員が申立人の左腕を肩甲骨に付け、他の職員が来る約1分間にわたって地面に押さえつけたと認定した。

こうした行為は、形式的には暴行罪に当たる有形力の行使であるが、正当防衛となるような急迫不正の侵害もないし、刑事収容施設上の「合理的に必要と判断される限度」(77条1項)にも該当しない。申立人は、更に何らかの危害を加えたり、職務を妨害

したりするような行為をしようとしているわけではなかったし、職員は容易に応援を頼むこともできたのであるから、制止の指示をまず行うことで足りるからだ。

こうした職員における不当な有形力の行使が行われる背景には、被収容者に対しては相当程度有形力を行使してもやむを得ないという観念と、被収容者は職員に危害を加えるに違いない、という予断があるように感じられる。さらに、その背景には、収容施設職員と、被収容者という非対称的な権力関係があるだろう。そうした中で、安易に有形力を行使することをよしとしてしまっていないか。

被収容者は、更生を目的とした矯正を受けるため、自由を奪われて収容されており、収容施設の秩序に従う必要はあるが、それ以上の人権侵害を受ける理由はない。

今回の勧告を出すにあたっては、調査報告書の言い回しを含め、委員会内でかなりの議論をしてきた。瞬間的な判断が必要になることは理解するが、その瞬間的な判断において、安易に「力を使って押さえつけてもよい」と考えるのではなく、有形力を本当に行使しなければならないのか、という「必要性及び相当性」をしっかりと各職員が検討できるよう、横浜刑務所において本勧告を受け止めていただきたいと考える。

横浜刑務所に対する人権救済にかかる勧告・要望は毎年のように出されており、人権の状況が芳しくないとみられる。同刑務所は、「B」いわゆる犯罪傾向が進んでいる者が収容される刑務所に分類されるが、時に、人権救済の申立人から「これまで何カ所か刑務所ですべて異常だ」という声も聞かれる。

今後、こうした状況の改善の一助とすべく、また、人権擁護が一層進むよう、人権救済事件に取り組みたい。

事件報告

入院患者に対し不当に身体拘束を行うことがないように警告を発した事例

事件委員会委員

1 事案の概要

相手方の病院は、同病院の入院患者である申立人に対し、そのまま放置していたのでは申立人の生命又は身体に深刻な害が及ぶほどの切迫性があったとは認められなかったにもかかわらず、2020年4月21日に身体拘束を開始したことに加え、同年4月26日までの6日間もの間、断続的に、漫然と身体拘束をした。

かかる処遇は、申立人の身体を長期間にわたり不当に拘束するものであり、憲法13条、18条、22条1項、31条以下及び国際人権規約B規約で認められる身体拘束をされない権利を侵害するものであると判断し、入院患者に対し不当に身体拘束を行うことがないように警告を発した。

2 調査の経過

人権擁護委員会事件委員会では、相手方からカルテを取り寄せ、数度に亘り、相手方となった病院からや身体拘束の理由等を聴取し、当時の医学的知見に基づき、具体的に検討、分析した。

3 認定した事実

相手方は、同病院の入院患者である申立人に対し、そのまま放置していたのでは申立人の生命又は身体に深刻な害が及ぶほどの切迫性があったとは認められなかったにもかかわらず、2020年4月21日に身体拘束を開始したことに加え、同年4月26日までの6日間もの間、断続的に、漫然と身体拘束をした。

4 判断

2020年4月21日から4月26日までの間にわたって、申立人を身体拘束したことは、例外として認められる限度を超えた違法なものである。

そのほか、相手方は、申立人を身体拘束した理由として、①新型コロナウイルス感染症の可能性が否定できず、また、②適切な身体的合併症の検査処理等ができなかったことを挙げているので、当時の医学的知見及び具体的な事情に照らし、本件身体拘束を正当化するものであるかを検討した。

当時の医学的知見を前提に、相手方は、当時、対応策として挙げられていたPCR検査を実施するこ

とができない事情がないにもかかわらず、実施していなかったこと、マスク等の感染防止に必要な備品が不足していたという事情がなかったこと、生命・身体への危険の切迫性とは関係がない3つの約束を遵守することを条件に身体拘束の解除を決めていたこと、この3つの約束には、不衛生な行為や新型コロナウイルス感染につながる行為をしないこと等は含まれていないこと、身体拘束をせずとも感染予防が可能であったこと等の事情から、少なくともこの段階での身体拘束は、新型コロナウイルス感染症の防止というやむにやまれぬ事情とは関係なく行われていた。

以上を総合的に判断した場合、新型コロナウイルス感染の可能性を理由とする相手方の本件身体拘束はやむにやまれぬ事情に基づいたものとは認められない。

また、相手方は、適切な身体的合併症の検査処理等ができなかったことも理由に挙げているが、検査処理等も医療行為であるから、基本的に患者の同意を得て進めるべきである上、カルテ記録等を見ても、申立人が必要な検査処理を拒んだというような記載は認められず、むしろ、協力的であり、採血にも拒否なく応じていると記載があった。申立人の生命・身体の安全のために何か具体的な検査処理等が必要であったことをうかがわせる記録もなく、相手方からも具体的な説明もなかった。

したがって、上記相手方の主張は、本件身体拘束を正当化するものとは認められない。

5 所感

身体拘束は、生命身体の安全や患者の尊厳を傷つけるものであり、患者の心的外傷ともなりえ、精神医療に対する不信感・拒絶感につながるものであって、極力回避すべきである。拘束された者の苦痛と絶望とは察するに余りあり、人権侵害の態様、内容において違法性が高いと言わなければならない。精神科病院において、安易な身体拘束が繰り返されることがないようにする必要がある。

事件報告

横浜刑務所における受刑者による信書の安易な発信禁止に対する要望事件

事件委員会委員

2023年12月7日、神奈川県弁護士会（以下「当会」といいます。）は、横浜刑務所に対し、受刑者による信書の発信許可の求めに対し安易に発信禁止をすることがないように要望を出しました。

1 事件の概要

申立人は横浜刑務所にて受刑中の2020年11月18日、身元保証人のAさんに対する信書の発信申請をしましたが不許可とされました。申立人はこの発信不許可などについて人権救済の申し立てをしました。

2 調査等の経緯

当会の人権擁護委員会は、3名の事件委員会を発足させて調査にあたらせ、その調査結果を踏まえ、人権侵害を認め要望を出しました。

3 人権擁護委員会の判断**(1) 認定事実**

①申立人は2020年11月18日にAさんへの信書（以下「本件信書」という。）の発信申請を行いました。横浜刑務所は、Aさんの刑事施設への収容歴等から、Aさんが刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第128条本文の「矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者」（以下「法128条本文で規定する者」という。）にあたる等と認定し、同30日に発信を禁止しました。

②本件信書の発信申請前、横浜刑務所はAさんを申立人の身元引受人と認めていました。

③本件信書の内容は、Aさんへのお礼や出所後に各種行政上の手続を行うため仕事を休ませて欲しいことや一生懸命に働きたいことなどが記載されていました。

④2021年4月30日以降、横浜刑務所はAさんへの信書の発信を許可しています。

(2) 人権侵害の有無・内容の判断

①受刑者の信書の発受という外部交通は、憲法21条によって保障されており、受刑者が外部交通により社会とのつながりをもつことは受刑者の改善更生及び社会復帰の礎となるので、受刑者の外部交通の制限は可能な限り抑制的でなければならぬ。最判平成18年3月23日、国際人権法等でも、受刑者

の外部交通の権利性は確認されている。

②受刑者の信書の発受の制限は、憲法21条の趣旨・目的に鑑み、受刑者の性向、行状、刑務所内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的状況の下で、これを許すことにより、刑務所内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められる場合に限って許される。

③横浜刑務所からは、Aさんが法128条本文で規定する者だと判断した具体的説明はなく、むしろ横浜刑務所はAさんを身元保証人として認めている。Aさんに刑事施設への収容歴があっても直ちに申立人の更生に問題がある人物とはいえない。本件信書の内容も申立人の更生等に問題のある記載はない。2021年4月30日以降、横浜刑務所はAさんへの信書の発信を許可している。

④③の事実を本件判断基準にあてはめると、本件信書の発信禁止の措置は申立人の外部交通を侵害したものである。ただし、既に改善措置が講じられているため、処遇としては要望にとどめる。

4 調査を通じての所感

Aさんを申立人の身元保証人とすることを認めながら、申立人とAさんの信書の発受を認めないという横浜刑務所の対応は明らかに矛盾しています。当会では受刑者の外部交通の制限に関し、横浜刑務所にたびたび勧告を出していますが、いまだに受刑者の外部交通権が侵害されています。受刑者の人権保障の面だけでなく、更生のためにもどの程度の外部交通の制限が必要なのかを十分に検討すべきであり、今後、本件のような外部交通の制限がないことを切に願います。

事件報告

刑務所における適切な医療を受ける権利の侵害に対する人権救済申立事件

事件委員会委員

1 案件

横浜刑務所で服役中の本件受刑者は、痛風発作予防等のために薬を処方されていたところ、刑務所により薬を引き上げられたため人権救済を申立てた事件である。

2 調査

(1) 事件委員会は、刑務所での申立人の事情聴取及び刑務所に対する書面照会等を行った。

また、刑事施設被収容者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律12条1項の規定による開示請求の対象となることから、申立人に書式見本を差入れてカルテ等の個人情報開示請求を促し、後日開示されたカルテ等の宅下げを受け診療内容を確認した。

(2) 認定した事実

ア 申立人は、入所時から、痛風発作等の持病があると診断され、毎日複数の薬を飲んでいた。

イ 刑務所は、申立人が他の受刑者の私物棚から薬を窃取する反則行為により、自己保管薬についても用量を超えて服用した可能性があるとして刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「刑事収容施設法」という。）75条1項の規定に基づき、申立人から処方薬を一時的に引き上げた。

ウ その後、申立人の痛み等の主訴により刑務所医師が診察し、引き上げから約2週間後、改めて薬を処方した。カルテにも「反則調査により内服薬引上げ中」との記載があった。

3 結論

(1) 刑事施設において被収容者は、医師による一般の医療水準に照らし適切な医療措置を受ける権利を有しており（憲法13条後段・25条1項・刑事収容施設法56条・62条）、申立人の投薬治療を受ける権利は保障される。

(2) 刑務所は、刑事収容施設法75条第1項の「刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合」に該当するとして本件引き上げをしたというので検討した。

確かに、保安上危険な物品等が隠匿・所持された場合等は、刑事施設の規律及び秩序を害する行為が刑事施設において行われるおそれは一般的に認められることから、基本的には、「刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合」との要件は常に備わっているものといえる。

もっとも、具体的な必要性や必要とされる一時保管の内容・程度も異なることから、合理的な範囲で適切な一時保管を行うことが必要である。

そもそも、医師でなければ医業をすることはできず（医師法17条）、投薬を中止・変更等をすることもまた診療に当たる。しかし、本件引き上げ行為は、医師によって行われたものでも、医師の判断を仰いで行ったものでもない。

したがって、本件引き上げ行為は、医師により投薬治療を継続して受ける権利を侵害すると判断した。また、刑務所は、申立人が用量を超えて服用した可能性を挙げていた。しかし、刑務所は薬の処方時期と数量を把握しており残存数量の突合せは容易だったのに、約2週間も漫然と内服薬の引き上げ行為を継続したことは、持病により投薬治療が欠かせない申立人の生命・身体の安全及び適切な医療を受ける権利を侵害するものと判断した。

(3) 以上、薬の引き上げ及び漫然と長期間にわたり一時保管を継続したことは重大な人権侵害であると判断し、人権擁護委員会では警告が相当であると判断した。

4 所感

受刑者であっても、投薬治療が生命・健康にかかわる重大事項であることを考えると、医師による適切な治療を受ける権利は保障されなければなりません。本件処方薬の引き上げ行為は、必要な限度を超え、受刑者の尊厳や健康をも損なわせ得るものでした。

法令上、所持品の一時保管については、対象範囲及び保管期間の上限について定めはないものの、刑務所長の自由裁量に委ねられるものではなく、慎重に判断されるべきものです。

刑務所内において適切な治療を害する行為が人権侵害であるとの認識を持っていただくべく、横浜刑

務所に対し真摯な反省を求めるとともに、二度と同様の取り扱いがなされないよう警告としました。

事件報告

横浜拘置支所が、トランスジェンダーである申立人に対し、ホルモン療法を行わないと治療方針を決定したことが人権侵害である認定した事例

事件委員会委員

本件は、トランスジェンダーで、戸籍上は男性だが、女性として社会生活を営んでいた申立人が、2021年6月から8月にかけて留置されていた横浜拘置支所においてホルモン治療を受けられなかったことが人権侵害に該当するとして人権救済を申し立てた事件である。

トランスジェンダーに対するホルモン療法は、すでに医学的に確立した治療の一つである。

この点、刑事施設に収容されているトランスジェンダーの処遇については、「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について（通知）」（以下、「本処遇指針」という。）及びこれに関する平成28年1月19日付内閣総理大臣答弁書において、「性同一性障害者等である被収容者に対して医師が・・・ホルモン療法を行う必要があると認める場合には、…『特に必要な事情』があると認められ、当該ホルモン療法が国の責務として行われるという趣旨である。」とされている。

ここでいう「医師」は、いかなる医師でも良いと考えるのは妥当でない。「診断と治療のガイドライン（第4版改）」及び「本処遇指針」の内容からすれば、上記「医師が・・・ホルモン療法を行う必要があると認める場合」か否かの判断するに当たっても、従前の治療経過を確認したり、GID学会認定医など性同一性障害について専門的な知識及び経験を有する医師の意見を仰いだりすることが必要であるといえる。

本件において、同支所以前に申立人が留置されていた都筑警察署は、申立人の通院していた病院へ確認し、申立人に対する投薬を行っていた。

これに対し、同支所は、申立人の主治医（GID学会認定医）に対して、従前の治療経過を確認していなかった。また、同支所は、ホルモン療法を行うかどうかは医師が判断したと回答したが、その医師が、特に性同一性障害についての専門性を有するの

か否かという質問に対し、「適切な医療措置を講じることが可能な体制となっている」とのみ回答し、専門性を有する医師であるとの回答はなかった。さらに、本件では、申立人は、同支所に入る前からすでに性同一性障害と診断され、生殖腺切除の手術を受けていたのであり、生殖腺の切除を受けていない人よりホルモン欠落症状が生じやすく、ホルモン療法について、特に専門的な医師による慎重な診断が必要だったという事情も認められた。

以上の事実関係の下、当委員会は、同支所が、従前の治療経過につき、GID学会認定医であった申立人の主治医に確認したりすることなく、申立人に対し、ホルモン療法を行わないとの治療方針を決定したことは、上記「医師が・・・ホルモン療法を行う必要があると認める場合」の判断を適切に行ったとは認められず、申立人の必要かつ適切な医療を受ける権利（憲法13条及び25条）及び自己の性自認を尊重される権利（憲法13条）を侵害するものとして、人権侵害に当たると判断した。

そのため、当委員会は、申立人は、既に同支所に留置されてはいないものの、再発防止の観点から、今後、トランスジェンダーの在所者がホルモン療法など医学的な措置を求めた場合には、従前の治療経過につき主治医に対し確認したり、性同一性障害について特に専門的な知識及び経験を有する医師の意見を仰いだりするなどして、従前の治療経過や専門的知見を十分踏まえて、当該医学的な措置の必要性を判断するよう、勧告すべきとの提案を行い、常議員会においても、そのとおり全会一致で可決された。なお、本人の申立の対象ではなかったものの、同支所が、申立人がトランス女性であることを認識した上で、男性刑務官に身体検査を行わせ、申立人の胸部を触るなどさせていた点について、「不適切」な処遇であるとの付言を付している。

当会において、トランスジェンダーの刑事施設に

おける処遇が問題となった初の事例であり、かつ、弁護士全体においても、ホルモン療法が問題となっ

た事例は本件が初であると思われ、貴重な先例となると考えられる。

特集①

今考える「選択的夫婦別姓」

委員 大崎 茉耶

1 選択的夫婦別姓とは

日本の民法750条において、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定められており、婚姻するにはいずれかの姓に統一することが求められています。一見すると平等のように見える条文ですが、実際には夫婦の約95%が夫の姓を選択しています。この数字は、本当にフラットな話し合いの結果なされた選択といえるのでしょうか。

選択的夫婦別姓とは、法律婚をするカップル毎に、夫婦同姓、夫婦別姓（婚姻前の姓の継続使用）のいずれも選択することができるという制度です。同制度が導入されれば、婚姻をしたいカップルのそれぞれが婚姻前の姓での生活を望む場合でも、改姓について葛藤を抱き、改姓が事実婚かの二択を迫られるという現在の障壁が解消されるといえます。

2 国際的に見た姓の取扱い

世界的に見ても、婚姻により夫婦いずれかの姓に統一することを強制している国はほとんどありません。また国連女性差別撤廃委員会は、婚姻前の姓を変更することの強制は女性の「自己の姓を選択する権利」の否定であると指摘しており、国際人権規約委員会は、「自己の婚姻前の姓の使用を保持する権利又は平等の基礎において新しい姓の選択に参加する権利」の保障を掲げています。日本は、両委員会から複数回にわたり夫婦同姓の強制については是正するよう勧告を受けています。

日本でも、平成8年に法制審議会から選択的夫婦別姓制度導入を含む民法の一部を改姓する法律案要綱が答申されましたが、その後現在まで実現には至っていません。

3 これまでの裁判の概要

夫婦同姓の強制について、立法府による自発的な解決がなされないまま時間が経過し、一方が望まない改姓を強制されたカップルや、改姓をしないことを選ぶ結果法律婚ができないカップルが立ち上が

り、これまでに複数の訴訟が提起されてきました。これらの裁判では、主に夫婦同姓の強制が憲法13条、14条、24条に違反すること、国際条約に違反することが主張されています。そして最高裁まで争ったものやそれ以前に終了したものも含め、いずれも憲法に違反しないという結論で裁判が終了しています。

この中で注目すべきは、平成27年12月16日最高裁大法廷判決、令和3年6月23日最高裁決定です。いずれも合憲判決ではありますが、合計9名の判事が、夫婦同姓の強制は違憲であるとの反対意見を出している他、判決理由においても婚姻による改姓で不利益を被る人が存在することや、その不利益が女性に偏っている状況等、夫婦同姓の強制に問題があることは指摘されているのです。したがって、夫婦同姓の強制について国会での議論をすべきであるとのボールは投げられているのですが、なかなか状況は進展しないままにあります。

また、それぞれの最高裁判断に付された各反対意見からは、原告らが不利益を被っている切実な状況が反映されています。改姓による不利益、95%以上のカップルが夫姓を選択する要因、通称使用の限界、「伝統的家族観」への批判、同じ姓を名乗り続ける利益の重要性等、様々な観点から夫婦同姓強制の



不合理性が説かれています。また、平成27年判決は女性判事が全員反対意見を出しており、この問題に対する認識のジェンダーギャップも感じられる結果となりました。

こうした最高裁判決を経て、本年3月8日、新たに「夫婦別姓も選べる社会へ！訴訟」が提訴され、現在東京・札幌にて審理がされています。

4 国内で選択的夫婦別姓制度を求める動き

全国の自治体が国会に対する選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を採択・提出しており、その件数は400件を超えています。中には、複数回にわたって同意見書を採択している自治体も複数あり、問題の早期解決を求める切実な思いが表れているといえます。

日本弁護士連合会においても、平成5年10月29日付け「選択的夫婦別氏姓導入及び離婚給付制度見直しに関する決議」に始まり、令和6年6月14日付け「誰もが改姓するかどうかを自ら決定して婚姻できるよう、選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議」に至るまで、複数回にわたって決議や会長声明を出してきました。当会においても、本年6月13日付け「民法750条を改正して選択的夫婦別姓制度を導入することを求める総会決議」を出しています。

また、本年6月に注目を集めた日本経済団体連合

会の提言「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」においても、選択的夫婦別姓制度を早期導入する必要性が、社会の変化や通称使用の限界等を踏まえて強く述べられています。

5 シンポのご案内

今回、11月4日の人権シンポでは、元最高裁判所判事である櫻井さんをメインスピーカーに最高裁から見た選択的夫婦別姓をお話いただきます。櫻井さんは、3でご紹介した平成27年判決で反対意見を出した判事の一人であり、ご自身も最高裁判事に就任するあたり、当時は旧姓使用が認められなかった結果、これまで旧姓で積み上げてきた実績が何ら認識されないという経験をしていらっしゃると思います。

第二部では、経団連提言起草に関わった大山みこさん、実際に今選択的夫婦別姓制度を求めて「夫婦別姓も選べる社会へ！訴訟」を戦う原告の黒川とう子さん、根津充さん、弁護団長である寺原真希子弁護士を交えたパネルディスカッションを行います。ここでは、様々な立場から見た選択的夫婦別姓制度の必要性や現在地、実現するために何が必要かなどについて考えていきます。

ぜひ皆様にもご来場の上、この問題の最前線について一緒に学び、考えていただきたいです。

特集②

シンポジウム「1923年9月、横浜で何が起きたのか～関東大震災時の虐殺と現在」を開催しました

委員 内嶋 順一

1923年9月1日午前11時58分、相模湾を震源とするマグニチュード7.9の巨大地震が、神奈川、東京など首都圏を襲った。関東大震災である。関東大震災は、横浜・東京を中心に甚大な被害をもたらした。そして、その惨禍の中、我々が決して忘れてはならないのが、日本の官、民、報道機関が、「不逞鮮人が井戸に毒を投げ込んだ、略奪を行っている」等と数々の流言蜚語を流し、罪もない在日朝鮮人を大量虐殺した事実である。

関東大震災時における朝鮮人虐殺は、すでに数々の歴史的な資料で否定しがたい事実と認められているにも関わらず、一部の歴史修正主義者がその事実を否定・矮小化したり、虐殺を正当化する言動を繰

り返している。さらに問題なのは、我が国の政府が今もって朝鮮人虐殺の事実を公式に認めないばかりか、100年経った今でも、朝鮮人虐殺に関する調査を行わず、公権力を挙げてこの不都合な事実を風化させるかのごとき態度を露わにしていることである。

そこで、人権擁護委員会は、昨年、関東大震災発生から100年を迎えた節目に、改めてこの朝鮮人虐殺について考察し、未だに我々日本人の中にはびこる朝鮮半島の人々を始めとするアジア民族への偏見、差別の深層に向き合い、再び過ちを繰り返さないため、人権シンポinかながわにおいて、身近な横浜で起きた朝鮮人虐殺をテーマに「1923年9月、横浜で何が起きたのか～関東大震災時の虐殺と現在」

と題し、同テーマについて長年活動・研究に携わってこられたお二人の市民向け講演を開催した。

第一部の講演を担当されたのは、関東大震災時朝鮮人虐殺の事実を知り追悼する神奈川実行委員会代表の山本すみ子氏である。同氏は、長年横浜で発生した関東大震災時の朝鮮人虐殺について資料の発掘など地道な調査に携わるとともに、市民を対象に横浜の朝鮮人虐殺のフィールドワークを行っている方で、2023年の当会人権賞も受賞された方である。山本氏はまず、数々の資料で横浜を中心に神奈川県下でも多数の朝鮮人が虐殺の犠牲になっているにも関わらず、官公庁の調査が不十分なため、未だに犠牲者の正確な数字が明らかになっておらず、結果公式の犠牲者の数が極めて僅少とされている点を指摘された。同氏は、それこそが犠牲者に対する不誠実な態度であり、朝鮮人虐殺は存在しないという誤った主張を許す元凶であるとする。続いて、巡査が「朝鮮人が来襲する、男子は武装して警戒しろ」などと触れ回ったケース等を例に挙げ、治安維持に当たるべき警察自らが流言を拡散し、虐殺を実行する自警団を組織した実態も明らかにした。さらには、軍隊も虐殺に加担した可能性も指摘した上で、在郷軍人会等を中心とした自警団が、横浜の各地で組織され、虐殺の中心的役割を担った事例を紹介された。最後に山本氏は、朝鮮の植民地支配、それに伴う平時からの在日朝鮮人への治安監視、そして国家によるヘイトスピーチの黙認・拡散が、こうした朝鮮人虐殺を招いたと指摘するとともに、政府や地方自治体に、朝鮮人虐殺の実態調査を行わせ、その結果を公にさせることこそこれからの課題であると講演会を締めくくられた。

第二部は、明治学院大学教養教育センター教授の鄭栄桓（ちよん・よんふあん）氏が担当された。鄭氏は、朝鮮近現代史・在日朝鮮人史を専攻され、学者の立場から、横浜の朝鮮人虐殺について考察をされた。鄭氏は、関東大震災における朝鮮人虐殺の背景として、そもそも日本による朝鮮植民地支配とそれに対する独立運動という朝鮮半島における民族対立が存在し、それが日本国内で在日朝鮮人への不安・不信感を呼び起こすとともに、在日朝鮮人が安価な労働力として我が国に大量に入国し、反動で日本人が失業するという労働市場への不満も相まって、在日朝鮮人へ反感が強まったという当時の情勢を説明された。その上で、関東大震災当時、横浜で被災したイギリス総領事館の総領事代理及び横浜港に停泊していた客船の乗員・乗客の報告書や旅行記

といったバイアスがかりにくい外国人からみた朝鮮人虐殺の実態を明らかにできる資料を数多く示された。その上でそれらの資料からは、震災直後から朝鮮人が破壊行為を行っている等という流言が存在した事実は読み取れるものの、朝鮮人が実際に暴動等を起こした事実を裏付ける記述は見当たらないこと、朝鮮人が現に虐待された事実を証する確度の高い報告書が存在すること、いわゆる朝鮮人虐殺否定本が、外国人旅行記の記述の一部を意図的に省略して朝鮮人による暴動が行われているかのごとき引用を行っており、むしろ、当該旅行記には朝鮮人虐殺の存在を肯定する記述が見受けられることなどを指摘された。その上で、鄭氏は、歴史修正主義は、過去に対する社会合意の破壊であると厳しく糾弾した上で、日本はこの点、過去の侵略戦争やそれに続く植民地支配が過ちであったとの社会的合意が希薄であり、政府を始めとする公権力が否定論を一つの意見として承認することにより、議論が多義的であるかのように装って責任を回避した結果、否定論が加害の歴史的事実の消去という誤った成果を得ていることを強く憂い、加害の事実を社会的合意として形成できるか、日本人として信が問われていると締めくくられた。残念ながら、今もって他者・他国を見下し自己優越に浸る差別主義・いびつな保守主義の考えが、インターネットメディアを中心にはびこっているが、私達人権擁護委員会は、これからも朝鮮人虐殺のテーマを中心に加害の歴史的事実が風化しないよう活動を継続していきたい。



部会報告



憲法問題及び基地問題調査研究部会

辺野古・米軍新基地建設工事について

委員 関守麻紀子

2024年8月20日、沖縄県・辺野古崎への米軍の新基地建設のための大浦湾の埋立の本格工事が始まったと報じられている。

1 経緯

新たな米軍基地の建設に対して、沖縄県民は反対の意思を示してきている。新基地建設のための海の埋立工事の可否をめぐる、沖縄県と国との間で、訴訟が繰り返されてきた。

海の埋立免許権限は沖縄県知事にあり、2013年12月、当時の知事が沖縄防衛局に対し埋立を承認したが、その後、翁長知事、副知事は、埋立承認を取り消し、撤回する。その後、埋立の対象の軟弱地盤を改良する必要があるとして、防衛局が工事の変更申請をするが、デニー知事は、かかる埋立工事は災害防止の基準に適合しない等と判断し、これを不承認とした。

これに対して防衛局が不服申立てをし、国土交通大臣は、県知事がした不承認処分を取り消し、変更を承認するように県知事に指示。県知事は、国土交通大臣による取消処分、承認を命じる指示が違法であるとして、提訴した。

国土交通大臣による取消しについては、防衛局も国土交通大臣もともに国の機関であり、プレイヤーと審判が同一である、防衛局の行政不服審査制度による不服申し立ては国の機関が私人になりすまして行うものであって許されない手続きである、との批判が行政法学者からなされている。

2023年3月には、沖縄県敗訴の判決がなされ、同年9月には最高裁判決が出て、沖縄県の敗訴が確定した。その後の手続きを経て、国は、沖縄県知事に代わり、工事変更を承認する処分を「代執行」して、国が埋立工事に着工したのである。

3 このまま工事を進めてよいのか

普天間基地の危険性の除去の必要性が理由に挙げられるが、沖縄県内に新たに別の基地を作って移転させるのでは、沖縄県への米軍基地の押し付けそのものではないか。

工事の完成は2033年4月頃の見込みと報じられているが、1999年に辺野古新基地建設が閣議決定されてから30年以上を要することになる。普天間基地の危険性除去は詭弁ではないか。

そもそも、この埋立工事は前例のない難工事、マヨネーズ並みの超軟弱地盤を埋め立てるために7万本もの杭を打つが、それでも水深20メートル分の地盤が未改良のまま残されるという。仮に工事を終えたとしても、このような基地が、安定して運用されるのか疑問である。滑走路が短いので、引き続き普天間飛行場も使用されるだろうとの指摘もある。工事費用はすでに当初の3倍近い9300億円に上るが、さらなる追加もあるだろう。

大浦湾の豊かな自然を不可逆的に破壊し、膨大な費用と時間をかけて新基地を建設すべきであるとは考えられない。

住民は、昼夜を問わない軍用機騒音や低周波音、P F A S 漏出等環境汚染、米兵による犯罪、軍用機墜落や部品落下など、米軍基地被害に長年苦しめられてきている。国が代執行により工事を推し進めることは、住民の被害、人権侵害を軽視し、地方自治を蔑ろにすることにほかならない。何より懸念されるのは、沖縄県の住民や私たち国民が、「国には逆らえない」という諦念に支配されてしまうのではないかということだ。とりわけ、この経緯を見守ってきた子ども、若い世代に無力感を与えることになってしまっていないか、気がかりでならない。

日本学術会議が危ない

委員 福田 護

1 日本学術会議とは？

日本学術会議は、日本学術会議法に基づいて1949

年1月に発足した「わが国の科学者の内外に対する代表機関」、いわゆるナショナル・アカデミーであ

り、「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的」としている。

政府の中の機関であるが、科学に関する重要事項を審議し、その実現を図るなどの職務を「独立して行う」ものとされ、政府の諮問に答えるだけでなく、学術会議自らの発意に基づいて政府に勧告する権限も有する。政府から独立した立場で、政府に対して科学的助言をする機関だといってよい。

現在は、人文・社会科学、生命科学、理学・工学の3部制で、各部70名の科学者合計210名で構成され、3年ごとに半数が改選される。

学術会議はその発足に当たって、総会の声明で、「われわれは、これまでわが国の科学者がとりきつた態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓う」との決意を表明している。近時では、防衛装備庁が発足させた「安全保障技術研究推進制度」について、2017年の幹事会声明で、政府による研究への介入が著しく問題が多いと指摘し、科学研究は時に軍事目的に転用されるため、研究資金の出所等に慎重な判断が求められる等と表明している。

2 衝撃の会員任命拒否

2020年10月1日、会員の半数の改選期に当たって、任命権者である菅総理大臣は、学術会議が推薦した105名の科学者のうち、人文・社会科学系の6名を任命から除外した。学術会議会員の選任が任命制になった1983年以来、任命拒否は初めてのことであった。

その法改正時、政府は国会で、政府が行うのは形式的任命にすぎず学問の自由はあくまで保障される、学術会議から推薦された者を拒否することはない等と繰り返し答弁し、その後実際推薦どおりに任命がされてきた。しかしこの度の突然の任命拒否について、政府は、なぜこの6名を任命しないのかの理由を、一切説明しようとしなかった。これは、行

政の公正性・透明性の原則、説明責任の原則に反するものである。

この任命拒否に対しては、1000を超える学協会や日弁連その他の法律家団体が抗議声明等を発している。

3 学術会議法人化への「大臣決定」

任命拒否の直後から、自民党において、学術会議のあり方が公然と問題にされ始めた。そこですでに、国の機関から切り離れた法人化や会員の選出方法の「透明化」などが打ち出されている。当時この動きは、任命拒否問題の「論点ずらし」との見方もあったが、むしろ学術会議のあり方を変えることが本丸で、任命拒否はその「のろし」だったのではないかと思われる。

その後政府は、2022年12月に「日本学術会議の在り方についての方針」を示し、当面国の機関とするが、学術会議に政府や産業界等と「問題意識や時間軸を共有」することを求め、外部者による会員選考委員会の設置等を打ち出した。しかし、これは学術会議や関係者の強い反対に遭い、一旦は頓挫した。

ところが今度は、政府は、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」を設置して議論を進め、その「中間報告」を受ける形で、2023年12月22日、内閣府特命担当大臣決定「日本学術会議の法人化に向けて」を発表し、その法人化方針と、外部者等からなる会員選考助言委員会、運営助言委員会、中期的な評価委員会を設け、さらに大臣が任命する監事を置くなどの方針を打ち出した。

2024年9月現在、有識者懇談会の最終報告はまだ出されていないが、遠くない時期に現在の学術会議を換骨奪胎する法案が提出される危険性が高い。それは、安保3文書で科学技術の軍事利用が強く打ち出されている政策の一環でもある。学術会議自身、同年4月23日の総会声明で、「万が一にもその75年にわたる歴史が途切れること」への危機意識を表明している状況にある。

部会報告



すべての性の平等に関する部会

性的マイノリティの権利擁護に関する近年の動向と部会での取組

委員 湯山 薫

1 性的マイノリティに関する裁判の動向

2019年に、札幌、東京、名古屋、大阪及び福岡で

同性婚訴訟が提起され（結婚の自由をすべての人に訴訟）、同性婚を認めていない現行法に対する戦いの火蓋が切って落とされた。

その結果、2021年3月の札幌地裁判決を皮切りに、続々と各地の地裁で、性的マイノリティの結婚により得られる利益への配慮を欠き、同性婚を認めていない現在の法律状態は違憲若しくは違憲状態であるとの判断が示され、本年3月14日には、ついに札幌高裁でも違憲判断が下された。

また、その間、最高裁においても、トランスジェンダー女性に対するトイレ使用制限違法判決（経産省事件 2023年7月11日）、性同一性障害者特例法の生殖不能要件に対する違憲判決（2023年10月25日）、犯罪被害者等給付金の支給対象に同性パートナーも含まれるとした判決（2024年3月26日）が次々に下されており、性的マイノリティの権利救済が進んでいる。

このように、近年、性的マイノリティに関係する裁判が世間の注目を集めており、皆様も、性的マイノリティの権利擁護に対する大きな潮流を肌で感じておられるのではないかと思います。

しかし、同時に、性的マイノリティの救済は、まだ、その第1歩を踏み出したに過ぎないことも間違いのない事実である。マイノリティは名乗り出ること自体が大変困難であり、不当な差別に苦しんでも救済を求められない方が大勢いるし、司法的救済には限界があり、立法によらなければ真の救済を実現できない場面も多い。

そのため、人権救済を使命とする弁護士会には、一人でも多くの方が正当な権利主張をできるように、司法的救済の窓口となることが要請されているほか、性的マイノリティの直面している問題を広く社会に知らせて国民の理解増進を図り、立法府に働きかけて、適時適切な立法を実現する努力が求められている。

そのため、すべての性の平等に関する部会では、次のような活動を行っている。

2 当事者団体との情報交換活動

すべて性部会では、県内の当事者団体である特定非営利活動法人SHIPと、1～2か月に一度のペースで情報交換会を行っている。

性的マイノリティ当事者の生の声を聴き、彼らがどのような法的救済を求めているかを知ることができ、たいへん貴重な場となっている。

3 電話相談会の常設化

「LGBTs レインボー無料相談」が、本年4月よ

り常設化され、毎月第3金曜日の午後4時から午後7時の3時間、性的マイノリティの当事者や家族、支援者に無料で弁護士と電話相談できる場を提供できるようになった。

まだまだ相談件数は多くないが、SHIPで当事者からの相談を受けている方によると、潜在的な弁護士ニーズは決して低くない。そこで、今後、さらに広報活動に力を入れて、性的マイノリティの方が実際に抱える法的トラブルの解決に取り組み、信頼を得ていきたい。

4 対外的イベント

本年3月31日に、当会会館において、映画「最も危険な年」の上映会と上記経産省事件の弁護団にも参加していた立石結夏弁護士（第一東京弁護士会）による「ルッキズムと法」の講演会を開催し、同時に「トランスジェンダーのリアル」の展示を行った。

今後も、弁護士及び一般の方々に、性的マイノリティの現実を知っていただく機会を提供していきたい。

5 会長声明

上記の同性婚訴訟に関する札幌高裁の違憲判断を受けて、「札幌高裁判決を受け、速やかに同性間の婚姻を認める立法を求める会長声明」（2024年4月25日）を発出した。

同性婚訴訟で、裁判所は何度も立法的解決の必要性に言及しているが、立法府の対応は非常に遅い。しかし、性的マイノリティー一人ひとりの人生には限りがあり、真の人権救済には適時適切な立法が不可欠である。

6 会館トイレの変更

経産省事件判決を受け、当会会館のトイレを、①1階トイレを誰でもトイレに、②個室が1つの女子トイレは入口施錠に、③男子トイレにもサンタリーボックス設置をという変更を行った。ささやかな変化ながら、当会が性的マイノリティの権利擁護に取り組む姿勢を示す意義は決して小さくないと思う。



部会報告  外国人の権利に関する部会

「永住資格取消制度」について

委員 三木 恵美子

元々、日本国籍を有しない人が日本に滞在したり生活したりするためには、必ず、何らかの「在留資格」が必要です。例えば、横浜開港に先だって清朝時代の中国大陸・台湾から渡って来た人たちの子孫は、170年余りも日本で暮らして中華街を形成・維持しているわけですが、帰化して日本国籍を取らない限り、特別永住ないしは一般の永住者という在留資格、あるいは働くことを目的とした在留資格によって管理されています。日本の植民地とされた朝鮮半島から日本に渡ってきた人やその子孫は、川崎をはじめとして神奈川県内各地で暮らしていますが、同様の立場にあります。

日本で中長期的に暮らす外国人は350万人に迫ろうとしていますが、そのうち、特別永住の人はつとに30万人を割り込み、一般の永住の在留資格を持っている人は90万人にも達しません。そもそも、何故この程度の数になるかということ、一般の永住が許可される要件が、厳格だからです。すなわち、「素行が善良であること」と「独立の生計を営」めること、及び「日本国の国益に合致すること」が要件となっているからです。素行の善良性という点でいえば、駐車違反でも故意犯なので問題視され、罰金以上の刑罰を受けていれば不可です。独立の生計を営んでいると評価されるためには、自分自身が節約して生活しているというのでは足りず、一定程度の収入や貯蓄があることを証明する必要があります。更に、国益合致の要件として、10年以上継続して日本で生活していること、現に有する在留資格の定める最長の在留期間を持っていることに加えて、国税、市民税等の公租公課、健康保険料と年金の支払いの滞納がないことを、公的な証明書を3年分提出する形で立証しないと、永住が許可されません。

この度の入管法の改正では、以上の条件を満たして永住を許可された人々に対してまで、許可の後になって生じた事情を理由として許可を取り消す制度が創設されました。

しかし、許可した後に取り消さなくてはならないほどの問題が、現実に、どのような案件で、どのくらいの規模で生じているのか、立法事実が明らかに

なっていません。例えば、永住許可後に凶悪犯罪を犯した人がまとまった人数いるとか、永住許可後は脱税を意図的にしている人が多数摘発されたとか、そういう具体的な問題は、国会の審理でも明らかにされませんでした。そもそも、改正前の法律で1年を超える実刑に処せられたり薬物犯罪を犯した場合は、誰でも退去強制処分の対象になっていますから、この度の取消の対象となる人は、それよりも軽い犯罪を犯した人ということになってしまいます。しかし、それでは、裁判所が執行猶予の判決を出した意味がありませんし、そのような人まで日本から追い出す必要があるのでしょうか。

また、脱税をした人に対しては税法上の追徴をきちんと行ったり、差し押さえや競売をして回収する必要がある、年金や保険料も、生じた損失を現実に回収することが必要です。その人を日本社会から追放することによって、損失は埋められません。

このような批判があったためか、今年8月15日の時点で、出入国在留管理庁は、「永住許可制度の適正化Q&A」を発表しました。この中では、まず、特別永住は対象とならないことを冒頭におき、あたかも一般の永住者との分断を図っているかのようです。そして、一方において、軽微な犯罪は対象にしないとか、住民税や年金の支払いを怠ったとき自治体職員などが入官庁に通報することはできるが通報義務があるわけではないとか、大きな制度改革ではないという説明をしています。しかしながら、他方において、支払い能力があるのに税金を払わない人を取消の対象とすると強調し、比例原則に反するのではという批判に対しては「適切な在留管理を行う」と開き直っています。もっとも、取消の対象となる滞納の金額や期間などの例示は一切ありません。

結局、この度の改正の狙いは、萎縮的効果なのでしょうか。このような法律を定めることは、既に日本社会の構成員になっている人々の期待を裏切り、更には、これから日本社会の構成員になっていこうとする人を減らすこととなります。

これこそ、日本の国益に反することだと、私は考えます。

久里浜少年院訪問雑感

委員 佐藤 利行

3月8日午後、外国人の人権に関する部会は、子どもの権利委員会と共同して久里浜少年院見学会を開催しました。それぞれ10名弱、合計20名弱の弁護士が参加しました。久里浜少年院は、海（浦賀水道）に面し、航行する船舶を目の前に見渡すことができる風光明媚な場所にありました。

見学会は、少年院の幹部職員による概要説明、少年の居室を含めた施設の見学、国際科の授業の見学、質疑応答など大変充実した内容でした。久里浜少年院の皆様には感謝申し上げます。

久里浜少年院は、平成5年に、外国籍の少年の更生を行う、国際科が設置されていますが、それ以前からも外国籍の少年の更生教育に熱心に取り組んでおり、少年の再犯率も低いということでした。

在所している少年は、全体で50名前後、そのうち10名弱が外国籍ということでした。

外国籍の少年に対する教育については、日本語力の向上を直接の目標としていた時期もあったものの、他の目標に取り組む中で並行して日本語力の向上を目指す方がうまく行くことが多かった、という経験に基づく説明もありました。

国際科の授業見学では、中国、イランなどの外国籍の少年10名弱が参加されており、高校生ぐらいの年齢でしょうか、その日は、新聞記事を題材にした発表会が行われていました。発表会は、少年が交代

で様々な分野の新聞記事をそのまま読み上げるもので、漢字には読み仮名がついており、決して難度の高いものとはいえなのかもしれませんが、少年たちは緊張しながらも、立派に発表していました。読み方に誤りがあった時には、他の少年が指摘することもありました。見学会に参加された弁護士の中には、学力的に物足りないという意見もありましたが、少年たちはおおむねよくやっているという意見が多かったと思います。

久里浜少年院の職員は、在籍している少年の更生、社会復帰に熱意を持って取り組まれておられました。外国籍の少年については、少年院で社会復帰を支援するための取組みを行っても、在留資格の問題で、社会復帰が阻まれてしまうことがあるようで、問題として認識されておられました。外国人の人権に関する部会の弁護士が接する機会が多い、東京出入国在留管理局横浜支局の職員とは、同じ法務省の組織とはいえ、問題意識が大きく異なるようで興味深かったです。

久里浜少年院は、在籍する外国籍の少年が、在留資格の問題で社会復帰を阻まれることについて懸念されており、その点で、外国籍の少年の人権に関心を有している、外国人の人権に関する部会、子どもの権利委員会との連携の余地があるように思われました。

部会報告 働く人の権利に関する部会

働く人部会の取組について

委員 田淵 大輔

1 事務職員向けハラスメントアンケート

(1) 働く人の権利に関する部会では、2024年度、当会の事務職員及び当会の法律事務所勤務する事務職員を対象とするハラスメントアンケートの実施に注力している。

当会の弁護士を対象とするハラスメントアンケートは、2019年度、2022年度と過去に2回、実施している。これらのハラスメントアンケートで

は、当会においてもハラスメントの被害が多数発生していること、被害を受けた会員の中には心身に変調を来し、死を考えた会員がいることが確認されるなど、非常に憂慮すべき結果であった。

このように、ハラスメントによる深刻な被害の発生は、当会においても他人事ではない。他会の事例ではあるが、弁護士間での性加害・セクハラを原因として、弁護士が自死するという痛ましい

事件が発生していることからすれば、ハラスメント対策の充実は、ただちに始めなければならない喫緊の課題である。

- (2) 同時に、弁護士会や法律事務所におけるハラスメント対策を考える時、事務職員に対するハラスメントを軽視することはできない。

弁護士間においても、雇用関係や経験年数など、ハラスメントの温床となる上下関係は存在する。しかし、弁護士と事務職員との間には、互換性のない立場の相違があり、弁護士間以上に圧倒的で固定的な上下関係が存在する。

そこで、当会におけるハラスメントを根絶するには、弁護士間のハラスメントだけでなく、弁護士と事務職員との間のハラスメントについても実態を把握し、対策を講じていかなければならない。

- (3) 以上のような問題意識に基づき、働く人部会では、事務職員を対象とするハラスメントアンケートの実施に向けた準備を進めてきた。

今後、その結果については、弁護士を対象とするハラスメントアンケートと同様、働く人部会において分析の上、当会内部で公表し、周知を図っていくことを予定している。それとともに、事務職員から寄せられた声を踏まえ、当会のハラスメント対策をさらに充実したものへと改善していくことも重要な課題である。

2 倫理研修の中でのハラスメント研修

- (1) 人権擁護委員会は男女共同参画推進本部や研修委員会と協働して、2022年度から、当会の倫理研修の中でハラスメント研修を担当している。

倫理研修は会員の義務的研修であるため、時間的な制約もある。その限られた時間の中で、ハラスメントにより生じる被害の深刻な実態や、ハラスメントに関する問題意識をより深めてもらうために、研修の内容についても工夫を重ねている。

- (2) ハラスメントにおいて、被害者が心身に深刻な被害を受けること、最悪の場合、被害者が自死に至ることさえあることは、広く知られるようになっている。

先に他会の事例として、弁護士間での性加害・セクハラにより、弁護士が自死するという痛ましい事件が発生していることを挙げたが、当会のハラスメントアンケートの回答でも、ハラスメントの被害を受けたことで、「死を考えた」5件、「体調を崩した」17件、「不眠」11件、「食欲不振」8件という衝撃的な結果が出ている。

以上のような当会におけるハラスメントの被害

の実態は、全ての会員が深刻に受け止めなければならないものであり、ハラスメント研修でも強調していかなければならない点である。

- (3) 近時、ハラスメントに関する社会の意識の高まりに伴い、当会においても、性的な関係を要求する、身体に必要以上に触れる、卑猥な発言をするといったことが、疑いの余地なくハラスメントに当たるとの認識は、世代を超えて広く共有されるようになってきている。

もっとも、性別による役割分担を当然のこととする意識の下、性別による差別意識に基づく言動についても、ハラスメントに当たるという認識は、まだ十分に広まっていないようにも感じられる。

性別による役割分担を当然のこととする古い固定観念は、弁護士会だけでなく、広く社会に浸透していることであり、これを変えていくことは容易なことではない。そのような問題意識を踏まえ、ハラスメント研修では、性別による差別意識に基づく言動についても、ハラスメントの問題として深く考えてもらうように、研修の内容を工夫している。

- (4) 今後、倫理研修だけでなく、新入会員向けの研修にも、ハラスメント研修が取り入れられる方向で調整が進んでいるとも聞いている。

ハラスメントの防止、根絶には、会員全体への研修が重要であるが、弁護士会や法律事務所での立場の弱さから、被害者となる可能性が高い新入会員向けの研修を充実させていくことは、被害の泣き寝入りを防ぐという観点から重要なことである。

先に挙げた事務職員を対象とするハラスメントアンケートとともに、立場の弱さ故に被害者となる可能性が高い事務職員や新入会員に向けて、当会はハラスメントを絶対に許さず、常に被害者の側に立つというメッセージを伝えていきたいと考えている。

3 貧困問題への対応

- (1) 働く人部会では、ハラスメントの問題と並び貧困問題についても、部会として取り組むべき重要な課題と位置付けている。

ワーキングプアやブラック企業などの問題は、社会的にも取り上げられるようになってきているが、近年、フリーランスやギグワーカーといった、労働法の規制を潜脱する形態で働く人々の増加も大きな問題となっている。

フリーランスやギグワーカーといった形態で働く人々は、労働法による保護を受けられないことから、長時間働いても割増賃金の請求はできず、年次有給休暇の付与もないなど、劣悪な労働条件での就労を余儀なくされることも多い。また、労災保険への加入もないことから、労災に遭った時の補償もない。そして、解雇規制法理の適用もないことから、簡単に職を奪われ、雇用保険への加入もないことから、失業後の補償もない。

このように、フリーランスやギグワーカーは、自由な働き方や隙間の時間を活かした副業に最適であるなどと、もてはやされる一方で、労働者であれば享受できるセーフティネットから除外されているために、労災や失業といった問題が生じた際、一気に貧困へとたたき落とされる危険と背中合わせである。

(2) 当会では、貧困問題対策本部を中心に、貧困問題に焦点を当てた法律相談の実施が計画され、昨年7月から、経済的に困窮した状況にある相談者

を対象に、「生活問題電話相談」が試行されている。そして、本年度も昨年度に引き続き、電話による無料の相談が実施されている。

働く人部会からも複数名が相談を担当しており、私も担当を務めている。生活問題に関する相談ということで、相談の内容は多種多様であるが、生活に困難な問題を抱える人が増えていることを実感する相談も少なくない。

(3) 日々の衣食住すらままならない状況は、まさに生存権が脅かされている状況である。そして、「健康で文化的な最低限度の生活」すらままならない状況にある人に、全ての人には基本的人権が保障されていると言ってみたところで、インテリの綺麗事にしか聞こえないはずである。

真に自由で平等な社会を作るためには、真面目に働く人が報われる社会でなければならない。そのような思いから、働く人部会としては、これからも働く人の権利を守り、実現していくために力を尽くしていきたい。

部会報告 医療と人権部会

完・刑務所医療研究

委員 小林 展大

1 医療と人権部会の活動経過

神奈川県弁護士会の人権擁護委員会の医療と人権部会は、医療の分野における人権課題を扱う部会であり、かつて成年後見と医療同意というテーマでのアンケートの実施及び集約という取り組みをした後、2021年度頃から、刑務所医療、特に横浜刑務所における医療にフォーカスしてテーマ設定をし、刑務所医療についてのレポート作成をすることとして、調査研究を進めてきました。

過去の横浜刑務所との意見交換会のメモ、「矯正施設の医療の在り方に関する報告書」という法務省のレポート、「刑事施設の医療をいかに改革するか」(赤池一将編著、日本評論社)という文献の検討、刑務所医療についての意見交換会の実施、2021年度の横浜刑務所との意見交換会(2021年9月2日実施)、2022年度の横浜刑務所との意見交換会(2022年11月30日実施)、2023年度の横浜刑務所との意見交換会(2023年11月1日実施)における質疑応答等により、情報収集、調査研究資料の収集を行ってきました。

2 調査研究の内容

(1) 横浜刑務所との意見交換会

2022年度の横浜刑務所との意見交換会においては、2022年現在の矯正医官の人数、常勤・非常勤の別、診療科目、定期的な診察日の有無、2022年現在の看護師、准看護師、薬剤師等の人数、常勤・非常勤の別、2006年から2021年までの矯正医官の人数、常勤・非常勤の別、診療科目、定期的な診察日の有無、2006年から2021年までの看護師、准看護師、薬剤師等の人数、常勤・非常勤の別、2006年から2022年までの診察室、処置室、医療機器等の設備の拡充状況の推移、2006年から2022年までの受刑者が受診希望を出してから、医師の診察を受けるまでの手続、要する時間等の変遷等について聞き取りをすることができました。

また、2022年11月30日及び2023年11月1日実施の横浜刑務所との意見交換会においては、医務棟を見学することができ、診察室、レントゲン室、薬局、備えられている医療機器等についても説明

を受けることができました。

医療機器については、心電図、内視鏡は、以前からある古い機械を平成26年、28年に更新して使用している、超音波は、以前からあるものを令和2年に更新して使用しており、心臓、腹部、泌尿器の検査で活用され、役に立っているとのことでした。そのほか、レントゲン、歯科ユニット（更新予定）があるものの、CT、MRIはなく、CT、MRI等の医療機器の導入については、設置場所、予算等の関係上、未定とのことでした。

診察頻度等については、常勤医師は必要があれば毎日診察し、整形外科、外科、眼科、皮膚科は月1回診察しているとのことでした。

また、診察を待つ期間は長くなるので、常勤医師が診察して待つことができない状態と判断した場合には、外部の医療機関へ診察、検査等の依頼をしているとのことでした。

眼科は1か月半くらい、歯科は1か月くらい受診を待つことになっているということでした。

さらに、被収容者から受診希望があった場合、毎週3回の巡回のときに准看護師に受診希望を伝え、准看護師は、痛みの程度等から診察の要否（当日の診察が必要か、翌日の診察でよいか等）を医師へ連絡し、必要であれば診察する、または、担当刑事官（非医療職）に不調を訴えると医師担当に連絡し、診察を行うということになっているとのことでした。

(2) 横浜刑務所に対する照会

医療と人権部会では、上記のように情報収集、調査研究資料の収集を行ってきましたが、横浜刑務所における医療体制、医療設備について、得られた情報の正確性を期するとともに、さらに情報を得るべく、横浜刑務所に対して医療体制、医療設備についての照会をしました。

そして、横浜刑務所から届いた回答をもとに、得られた情報の正確性を確認するとともに、2023年11月1日実施の横浜刑務所との意見交換会において、医療提供体制について追加で聞き取りをしました。

(3) 当会が横浜刑務所に対して出した人権救済勧告等一覧のうち、医療が問題となったもの

当会が横浜刑務所に対して出した人権救済勧告等の中には、医療が問題となったものも存在します。

例えば受刑者に新たに投薬をするにあたって十分な問診しかなされず薬疹を発症しても適切な

処置がなされなかった事例、疣、頻尿症について不十分な治療しかなされなかった、もしくは治療がなされなかった事例、腰椎椎間板ヘルニアに起因する腰部の痛みを訴える受刑者に対し、内服薬の処方を認めず、必要な検査も行わなかった事例等があります。2022年度は、横浜刑務所における医療の問題について当会が人権救済勧告を出したものがありますので、それも調査研究の対象に加えています。

これら人権救済勧告等一覧の中から上記事例を含めて医療が問題となったものについて、問題点、原因、背景等を分析、検討するとともに、2023年11月1日実施の横浜刑務所との意見交換会において、過去の当会からの人権救済の警告、勧告等を受けて講じた改善策等の聞き取りをしました。

3 刑務所医療レポートの完成

以上の調査研究を経て、医療と人権部会で議論を重ねて、2024年5月30日の部会で刑務所医療レポートを完成させました。

完成させた刑務所医療レポートは、当会の理事者会でも承認が得られましたので、横浜刑務所、法務省本省、刑務所視察委員会、法務省東京矯正管区、日弁連、全国弁連、各単位会の人権擁護委員会等に送付する予定です。

4 今後の部会活動について

医療と人権部会は、刑務所医療レポートを完成させましたので、次のテーマを検討しました。

現状では、次のテーマはおおまかに医師の過重労働、医師の労働条件における問題点として、調査研究を始めました。

今後、上記テーマのもと、引き続き調査研究を進めていく予定です。



委員会報告



人権かながわ2024 委員会報告

委員長 櫻井 みぎわ

人権擁護委員会では、人権擁護のための諸活動を行なっています。

活動は大きく分けて二つあります。

一つは、人権救済活動と呼ばれるものです。個人あるいは団体からの人権救済の申立を受け、必要と判断すれば、調査等を開始します。調査等の結果、人権侵害と認められる場合、常議員会の議を経た上で、弁護士会として警告や勧告や要望などの措置を行います。当会には、毎年30～40件程度の人権救済申立てがあります。そのうち約7～8割は刑事施設の被収容者からのものです。

昨年9月以降、1年間で、5件の措置を行いました。詳しくは、本誌の各事件委員会の事件報告をご覧ください。

調査は、申立人が被収容者の場合、まず、事件委員会が申立人に面会に行き、話を聞くところから始まります。その後、相手方とされる横浜刑務所や横浜拘置支所などに対して、文書で事情を問い合わせるなどします。それらを何度か繰り返すなどして、事実の認定を行い、その上で、法律や憲法、国際法などに照らし、人権侵害の有無を判断します。事件委員会はその結果を調査報告書にまとめ、委員会に提出し、委員会での議論の結果、措置相当となれば、その報告書は、常議員会の議を経た上で、最終的な弁護士会の意見となります。

刑事収容施設は閉鎖的な空間ですので、被収容者の処遇について、弁護士会の果たすべき役割には大きなものがあります。名古屋刑務所での不適切処遇を受けて、横浜刑務所でも受刑者を「さん付け」で呼ぶようにするなど、処遇の改善に向けた取り組みが少しずつ進んでいると聞いています。拘禁刑も来年から始まります。刑務所が大きく変わる中、被収容者の人権が守られるよう見守っていく必要があります。

当委員会のもう一つの大きな活動として、委員会や各部会等において（外国人部会、すべての性の平等部会、LGBTチーム、働く人部会、医療と人権

部会、憲法基地部会）、さまざまな人権課題の調査、研究、学習会の開催、意見の表明等を行なっています。いずれの部会も、一つの委員会くらいの活発な活動を行っていますので、本誌部会報告を是非ご覧ください。

この一年間での大きな出来事として、昨年10月7日のハマスの攻撃を受けて、イスラエルがガザ地区へ激しい攻撃を続けています。すでに4万人以上のパレスチナ人が犠牲になり、その多くが子どもや女性だと言われています。あまりに多くの民間人の犠牲を伴う攻撃であり、明らかな人道法違反であるにもかかわらず、欧米は、ロシアに対する強い批判とは異なりイスラエルに一定の理解を示す姿勢を崩していません。このようなあからさまなダブルスタンダードは法の支配と国際秩序を揺るがすものであって、到底容認できません。一刻も早い停戦が実現することを強く願っています。

6月末には、米軍人による沖縄での16歳未満の少女への性的暴行事件が明らかになりました。沖縄では、あのあまりに痛ましい1995年の少女暴行事件の後も、このような被害が再三繰り返されていますが、その痛みを私たち本土の人間はどこまで共有できているのでしょうか。沖縄県議会は、7月10日、本件について、全会一致で「満身の怒りをもって抗議する」と決議をしましたが、私たちは、満身の怒りをもって、この事件を受け止めたでしょうか。私たちが平和憲法を堅持したいと願うとき、その憲法9条の裏側で、長年沖縄の人たちに多大な犠牲を強いてしまっていることを忘れてはなりませんし、沖縄のこと抜きには、憲法をめぐるいかなる議論もありません。このことを胸に刻みつつ、憲法改正の議論にも注視していきたいと思っています。

これからも当委員会の活動にご注目いただき、ご意見・ご協力などを頂戴できれば幸いです。

(2024年8月31日記)